

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年8月18日
- 2 開会年月日、時間 令和5年8月30日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町役場 第1会議室
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
 - ・農業委員 9名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 茂幸 小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
 - ・農地利用最適化推進委員 6名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 0名
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 荒井 俊博 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
 - 議案 第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案 第15号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案 第16号 青年等就農計画変更認定に係る意見について
 - 報告 第7号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について
- 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名、出席者9名で定足数に達しておりますので、ただ今より8月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、3番岩崎博行委員、4番平松幸明委員の両名にお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は1ページをご覧ください。申請地は林地区の栗の木診療所の斜向かいに位置しています。

転用目的は事業用のテント倉庫の設置、転用面積は46㎡です。この申請地の北側には隣接する宅地が1筆あり、同じ方が所有しています。譲受人は農産物の卸売業者です。

申請理由は添付資料1枚目「許可申請書」の3欄(2)と2枚目「事業計画書」に記載のとおりですが、北側に隣接する宅地と一体利用する計画で、仮設のテント倉庫を設置し、既存宅地内に駐車場を整備して、出荷される農産物の増加に対応したい考えです。添付資料3枚目の図面は、その既存宅地を合わせた全体の土地利用計画図となっており、申請地は希望されるテント倉庫の南およそ3分の1の下部に当たり、既存宅地に跨る格好で設置をしたいと考えています。

農地区分は第3種農地に該当しますので、原則許可の案件となります。

周辺の土地の状況について、添付資料1枚目「許可申請書」の6欄に記載のとおり、南側が宅地、東側と西側は農地となっていますが、これらの農地は、申請地とともに過去は近所に住む方々によって裏道として利用されてきて、現在に至るまで長期間耕作されていません。また、今では通路として使う住民もいないことから、近隣にお住まいの各所有者が除草などして各々が管理している状況です。このため、今回の所有権移転がされたとしても、周辺の農地に実質的に悪影響するような要素はないと考えています。

また、雨水対策については、敷地内に雨水浸透枡を設けて処理をします。但し、添付資料3枚目の土地利用計画図をご覧ください、ここには示されていない状況です。枡の位置は、北側にある町道と1台目の駐車スペースの間の部分に1ヶ所、設置するという予定はあると聞いています。現在は、申請地は既存宅地と一体で全面アスファルト舗装にするという計画です。仮設テントなので基礎はないですが、その分安定した地面でないといけなないので全面アスファルト舗装が必要だということ、また、車を停める場所は北隣接地の既存宅地のなかに5台分記載されていますけれども、そこも全部アスファルト舗装をしたい、ということですので、どうしても水の対策をする必要があります。また、農地転用の他に、開発の方の手続きも別途必要ということになります。建築許可ではないと思えますけれども、そちらの方の相談と手続きが遅れて今途中の段階でして、しかも浸透枡の位置や数といった部分については農地転用の方は見えないものですから、雨水対策については判断が未だできない段階での本日の審議となってしまっています。相談は昨日から始めているということなので、相談次第では位置や数も計画変更する可能性があります。

転用事業の確実性については、資金は全額自己資金により賄うことを金融機関の残高証明書により確認しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：質問等ございましたらお願いします。

議長：この図面にあるように車のところとか既存宅地だけでも雨水枡の対応はちゃんとやりなさい、ということになるわけですね。

事務局：そうですね。この大きさの土地に対して、どういった配置でいくつ必要かなどは農業委員会には知見が全くない部分です。相談は今、本当に現在進行形だということで、私の耳には何にも入ってきていませんが、その相談に昨日とかから行っている段階においては、北側にある町道からすぐの1台目の車との間のところに1ヶ所設置しようと思うという考えであるだけだそうなので、相談した結果、何か指示が出たならそのようになるはずです。

議長：他に質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。

議長：次に、議案第 15 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、12 番桐原委員より説明願います。

12 番桐原委員：地図は 2 ページになります。貸付人は大島の方で、借受人は福原の方です。貸付人につきましては、もう長いこと、高齢で経営規模を縮小していきたいという状況で、借受人はこの園地の西側に同じ方が所有する園地を 6 年ほど前から借りていますが、続きの土地なのでここも借りていただけないかというお話を貸付人から受けて、引き受けることにした、と伺っています。

畑につきましては、作物はブドウで、シャインマスカットの園地です。農機具につきましては、軽トラが 2 台、スピードスプレヤーが 1 台、乗用草刈機が 1 台、軽のバンが 1 台ということです。労力につきましては、本人と奥さんと両親の 4 名で、これも問題ないということです。自宅から園地までは約 3 分ということです。

借受人は福原の農家さんの娘さんの旦那さんで、3、4 年ぐらい前に経営移譲をされまして、今、そのお宅の農業は本人が主力となって農業をやっています。特に問題はないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 3 ページと 4 ページをご覧ください。申請地は、1～2 筆目は 3 ページ目で、国道 403 号から中野市へ入る手前の西側の区域内にあります。また、3 筆目は 4 ページ目で、松村団地の東側に位置しています。

貸付人は長野市の方、借受人は矢島の方です。平成 25 年 9 月 1 日より 10 年間の賃貸借契約をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容についてはこれまで同様で、1～2 筆目はリンゴを、3 筆目はブドウの栽培をそ

れぞれ続ける計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は決定とします。

議長：次に、議案第 16 号、青年等就農計画変更認定に係る意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、町担当者より説明をお願い致します。

町担当者 田中：今回の申請は、今年 3 月 1 日付で計画認定を行い、今年 4 月に独立されたこちらの方から計画変更の申請があったものです。

それでは、変更計画についてご説明させていただきます。今回の計画の変更箇所について、まず 1 点目としましては、事業内容を変更しております。当初計画からは充電式刈払機、電動剪定はさみ、リピーボード、自在型ローラーコンベアーを削除しました。元々は就農 1 年目での購入を検討しておりましたが、購入を先送りとしたため、計画から削除しました。

2 点目としまして、原価償却費の見直しです。当初は経営発展支援事業を使う前提で全事業費の 4 分の 1 で算出していたが、全額を青年等就農資金の借入にて賄う事となったため、借入予定額と返済計画より原価償却費を算出しました。経営発展支援事業について簡単に説明させていただきますが、新規就農 1 年目の方が対象となり、就農に係る設備の費用の 2 分の 1 を国が補助し、残り 2 分の 1 を半分ずつ県と本人が負担するという制度です。元々はこの事業の活用を検討して記載の事業を行うことを検討しており、本事業の活用当たり県担当者とも面談を重ねておりましたが、そもそも、事業の目的としては経営拡大・発展を目的としたものであり、今回導入しようとしている自動草刈機、棚下作業車などの省力化のための機械などは事業の目的に沿わないという判断です。また、同じくコンテナハウスについては、本人としてはもちろん農業用の倉庫として使う予定いたのですが、これは汎用性が高い物だとして審査を通らない可能性が高いということで、いずれにしても本事業を活用しての設備購入はハードルが高いという判断から、結論として今回は事業の活用を見送り、全額青年等就農資金を利用して借入で賄う事としました。申請者は持病もお持ちで長時間の労働が難しく、将来を見越して継続的に営農するため、本事業の導入が必要となります。

既に、ながの農協のライフサポートセンターには以前より相談をしていて、本計画が承認された後に、正式に申し込みを進める予定でいます。なお、ながの農協、長野農業農村支援センターからは本計画を承認する旨の回答を頂いております。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長：質問等ありましたらお願いします。

議長：青年等就農計画のところの左側のページの「将来の農業経営の構想」という欄に書かれている“北信 NJ (エヌジェイ)”というのは何ですか。

4 番平松委員：「北信農業女子」のことだと思います。そういうグループがあります。

議長：他に質問等ございますか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。

議長：次に、報告第 7 号、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について事務局より説明をお願いします。

事務局：地図は 1 ページをご覧ください。該当地は山王島で、小布施橋の手前、大光寺の南側です。転用面積は全筆で 189 m²あり、2 アール未満の農業用施設ですので、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

申請者は苗の生産販売施設の配置については、議案書の続きにある添付資料をご覧ください。今回新たに建設を計画している倉庫は「申請建物」と書かれた東側の 1 棟です。この事業の計画の際、西側に示されている「既存建物④」と書かれた建物については必要な届出がされていないまま長期間利用されていることが判明しました。このため、同時に是正することが必要となっています。ご覧のとおり、届出が必要な部分を全筆で宅地化できるように分筆を済ませたうえでの届出となっています。

是正分は、一部が作業場、一部はブドウの苗の生産用温室として利用しています。こちらは届出後もそのままの利用を継続したいというお考えです。

また、新規建設分は、ブドウとリンゴの品種改良に伴う苗需要の増大により、このままでは冬期間の苗の貯蔵庫が不足するため、これを補うための貯蔵庫を建てて、冬までに利用を開始したいとの計画です。

以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会と致します。

閉会（午後 2 時 38 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

○

○

令和5年8月30日

小布施町農業委員会 会長

島津忠昭

議事録署名委員

岩崎博行

議事録署名委員

平私幸明

○

○